

大阪市屋外広告物審議会第3回部会 会議録

日 時：平成21年9月8日（火）

午後3時から午後5時

場 所：大阪市役所本庁舎 市会第6委員会室

出席者：（審議会委員）

舟橋部会長、歌委員、細田委員、山崎委員

（本市側）

藤原管理部長、橋本路政担当課長、石川路政担当課長代理、

牧田担当係長（路政担当）、中山担当係長（路上違反物件担当）

● 橋本路政担当課長

お待たせいたしました。ただ今から、大阪市屋外広告物審議会第3回部会を始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

私、本日の司会を務めさせていただきます建設局管理部路政担当課長の橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

始めます前に、傍聴者の方へのご注意を申し上げます。

- ① はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないでください。
- ② 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないでください。
- ③ 飲食又は喫煙をしないでください。
- ④ 携帯電話などは、受信音等を出さないでください。
- ⑤ 写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- ⑥ 会議開催中は、静かに傍聴し、発言、拍手等により公然と意見を表明しないでください。
- ⑦ その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となるような行為をしないでください。

以上の内容に違反されたときは注意を致します。なお、これを改めていただけない場合は、退場していただく場合がございます。

それでは初めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

なお、議事録作成のため審議会での発言を録音いたしますので、ご了承ください。

次に、本日出席の委員の方々をご紹介します。

（舟橋部会長、歌委員、細田委員、山崎委員を順次紹介）

続きまして、本市の出席者を紹介いたします。

管理部長の藤原でございます。

路政担当課長代理の石川でございます。

路政担当係長の牧田でございます。

路上違反物件担当係長の中山でございます。

私は、路政担当課長の橋本でございます。

それでは、以降の議事進行につきましては、舟橋部会長にお願いいたします。

● 舟橋部会長

それでは、これより議事に入りたいと思います。

まず、当部会の議事録は後日、大阪市ホームページで公開いたしますので、議事録の確認を委員の輪番で願うこととし、今回は 歌委員にお願いしたいと思いますが、ご同意いただけますでしょうか。

（歌委員 了承）

● 舟橋部会長

それでは、会議次第に従いまして、「公共施設等にかかる屋外広告物の規制のあり方について」を議題といたしますが、本日は3回目ということで、最後の部会であり、部会案を取りまとめて参りたいと思います。

前回の部会における議論をとりまとめた報告書案 等 について、事務局からご説明願います。

● 石川路政担当課長代理

資料の説明を石川から、着席のままさせていただきます。

新たな資料として、これまでご議論いただいた内容を部会からの報告（案）として作成しています。

また、前回部会でご指摘のあった「連絡協議会」の運用イメージについても資料を作成しました。

本日はこれらをまとめ、次回審議会に部会から報告することを前提にご確認いただけたらと思います。

まず、「屋外広告物審議会部会検討結果について（案）」から説明させていただきます。

平成21年3月30日の審議会において、部会での検討とされた事項について、次のとおりその検討結果を報告します。

検討の背景ですが、近年、国の規制緩和の流れの中で、道路上の屋外広告物について、「地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」平成20年3月25日付 国道利第22号、国道利第24号が通知されるなど広告物を取り巻く社会情勢は大きく変化しております。

本市においても地域の活性化やまちづくり活動の推進を図るために、公共空間への広告物掲出の要望があるとともに、地方公共団体の厳しい財政状況から、財源確保のための庁舎等への広告物の規制緩和の要請もなされているところであります。

こうした様々な規制緩和の動きの中で、屋外広告物法の目的である「良好な景観の形成及び風致の維持、公衆に対する危害の防止」という規制の趣旨を十分に踏まえた上で、大阪市における屋外広告物の取扱いについて検討しました。

あわせて、他都市の実態や社会情勢に鑑み、基準の見直しや新たに必要と考えられる規制等についても検討を行いました。

そして次に、【検討結果の概要】ですが、この部会で検討を行った結果を次のようにご報告させていただこうと考えています。

まず一つ目に、「公共施設等への屋外広告物の掲出規制の緩和」、二つ目に「その他、従来規制の見直し」と二項目に大きく分け、「公共施設等への屋外広告物の掲出規制の緩和」として、ア～エとしてまとめました。

まず、アの道路照明灯へのバナー広告の掲出について、地域活性化を目的としたイベントに伴う広告物の掲出を試行的に行い、その状況を検証した上で、本格的に実施することとします。

イの歩道橋への広告の掲出についてですが、歩道橋の維持管理費用等に充てるための広告について、歩道橋の内側は掲出可能とします。部会でのご指摘を受けて、屋根付の歩道橋という定義を改め、歩道橋の内側という表現に変更しました。

ウの広告の設置制限をしている物件（街路灯、アーケード等）への広告の掲出について、施設の維持管理費用等に充てるためと地域活性化を目的とするイベントに伴う広告物の掲出について、試行実施を行い、その状況を検証した上で、実施することとします。

エの大阪市役所本庁舎や区役所等への広告の掲出についてですが、地域活性化を目的としたイベントに伴う広告物の掲出について、試行実施を行い、その状況を検証した上で、実施することとします。

ア、ウ、エはまず試行実施を行い、検証の上で実施としていますが、試行

実施については「連絡協議会」で、対象とする地域活動の内容や実施主体、掲出する広告物について、検討をすることとしています。この「連絡協議会」の運用イメージを資料としてまとめているので、この資料の説明をさせていただきます。

「連絡協議会の運用イメージ」と書かれた資料をご覧ください。連絡協議会の構成メンバーは、景観担当部署としまして、本市の計画調整局都市デザイン担当、屋外広告物担当部署及び道路管理者、この両者は建設局路政担当となります。交通管理者として大阪府警察本部、案件によって関係部署となるものとしまして、まちづくりを担当しております本市の計画調整局、商店会などの支援事業を担当する部署として本市の経済局、区役所のとりまとめを行っている部署として本市の市民局、イベント関係を担当する本市の部署として、ゆとりとみどり振興局、町会など地域振興活動の支援を行っている区役所などが考えられます。

こうした構成メンバーでまず大枠としての①取扱方針を策定します。その後、具体的に個々実施計画を持っている団体から②計画書等の提出を受けて、個別に連絡協議会で③検討を行い、掲出可能とすれば、実施主体が関係機関に④必要な手続きを行い、⑤広告物の掲出となります。その結果として、市民の反応や広告での効果等についてアンケートを実施するなど調査をし、協議会へ⑥報告を受け、検証を行います。以上のような運用を考えています。

こうした事例が1年間でどれくらいの件数になるか現時点では不明なので、試行実施を1年とするのか2年とするのか決めることは難しいと思っています。まずは、1年実施して、審議会へ報告をし、事例が少ないようであればもう1年というふうに審議会で判断をいただきながら進めるのが適当ではないかと考えています。

また、ア、エについては、まずはイベントに伴う広告の掲出ということで、試行実施ですが、これを経て、常時掲出の社会的な要請が大きくなったときには、審議会で再度検討をお願いしたいと思います。

イ. の歩道橋への広告物の掲出は、協議会の審査を受けた試行実施とはしていませんが、実際の掲出にあたっては、府警本部との協議も必要ですし、その中で通行障害とならない掲出方法等についても十分に検討していきます。

次に2の、「その他、従来規制の見直し」として、(1)規制の見直しと(2)新たな規制(3)許可基準の見直しの3点に整理しました。

(1)規制の見直しの項目、オ. 禁止物件・禁止地域における自家用広告物の規制について学校、体育館等自家用でも7㎡を越える大きさの広告を出してはいけない地域としているところにおいても、自家用の広告物については、許可基準に適合すれば、掲出可能とする。要するに、許可基準に適合するものであれば、許可を受けて掲出が可能という形にしたいと考えています。

カ. 人、動物に表示される広告物の取扱を国のガイドラインと同じ適用除

外として屋外広告物の規制の中では取り扱わないこととする。

この２点については、条例改正が必要ですが、このためだけの条例改正を実施するのではなく、他の項目、例えば試行実施を行って、本格実施をするために条例改正が必要となるものと一緒に改正をしていこうと考えていますが、まずは審議会での了解をいただきたいと思います。

次にキ、輝度の高い照明、LED等の規制については、他都市の状況や技術面を含めて情報を収集し、どのような規制が可能か等引き続き検討する。規制の実施は、どんな地域で、どんなものに対して、どんな数値で等が必要なことから景観という観点で今後も検討を進めていきたいと思います。

（３）の許可基準の見直しとして、電柱の巻き付け広告の掲出位置、大きさを緩和します。

これについては、大阪府が同様の基準での９月２５日の府議会で改正予定と聞いています。改正する内容は、地上からの高さを現行の２.３ｍ以上を１.９ｍに、看板の縦の寸法について現行の１.２ｍ以内から１.５ｍ以内に緩和しようと考えています。

最後に【進め方についての意見】として、３点まとめています。

一つ目に試行的に行う項目については、「通達」にあるように関係機関で協議会を設置し、景観への影響や安全性への配慮を考慮した検討を十分に行って実施すること。

二つ目に実施結果について、検証を行い審議会へ報告すること。

三つ目に違反広告物の実態調査・対策についても引き続き取り組むこと、の以上３点として（案）の作成いたしました。

最後に資料「公共施設等への屋外広告物の掲出について」ですが、前回までこの資料に基づき議論を進めていただいております。前回の検討内容を受けまして、太字部分を修正しております。

歩道橋への広告物掲出について、歩道橋の内側については掲出可能とし、外側については交通上の支障となるため、掲出不可とする扱いにしました。

またオ、の禁止物件・禁止地域のところで手法（案）について、「必要な制度改正を行う」という文言に変更しております。

最後のキ、輝度の高い照明を用いた広告物についてですが、「規制の必要性を鑑み、引き続き検討する」という表現に変更いたしました。

資料の説明は以上です。よろしくお願いします。

● 舟橋部会長

ありがとうございました。資料３点のうち、「検討結果」と「連絡協議会」の２点が今回新たに出てきたものですので、これらを中心に議論をしていきたいと思いますが、まず、「検討結果」の方につきまして、ご意見・ご質問等のある方はお願いいたします。

特に無いようでしたら、私からよろしいでしょうか。瑣末なことです、ア～キの並べ方ですが、これは前回から使用している資料の「公共施設等への屋外広告物の掲出について」の記号と連動していますが、イ.の歩道橋への広告掲出ですが、これは試行実施を行うわけではなく、条例の改正を伴うわけでもない、並びを変えたほうがわかりやすいかと思いますが。

● 石川路政担当課長代理

了解いたしました。よりわかりやすくするために、資料をもう一度検討していきたいと思います。

● 舟橋部会長

それと、人や動物につける広告についてですが、これは条例改正が必要になりますので、資料のどこかに条例改正を行う旨、記載いただいたほうがわかりやすいかと思います。

またLEDの広告についてですが、他都市の検討状況や、大阪市で現に起きている問題、例えば交通に危険を及ぼしている、とか資料のどこかに追記いただくとよりわかりやすくなるかと思います。

● 石川路政担当課長代理

今現在、LED関連で本市に起きている問題としましては、交通安全上の問題よりも、眩し過ぎて眠れないなどの光害の問題が多く、屋外広告物条例で規制すること自体に検討が必要でないかと考えています。もちろん他都市には景観の観点から規制をかけておられるところもあり、それに対する情報収集はしていかなければならないと考えております。

● 舟橋部会長

なるほど。よくわかりました。これについて他にご意見がありましたら、また後ほどお願いいたします。

では、次に「連絡協議会の運用イメージ」の資料に参ります。

この「連絡協議会」というのは常置機関なのですか。

● 石川路政担当課長代理

まず最初は、関係部署が全て集まった上で基準等を策定し、具体的な案件が出てきたら、その案件の内容に応じた関係部局が基準に合致するか等の検討を個別に行うイメージで考えております。

● 橋本路政担当課長

「連絡協議会」と言いましても、具体的な事案が出てくる前段階で取り扱

い方針などを定めるものと、具体的な事案に沿って検討するものと２段階のものとなりますので、その使い分けはしていかないといけないと思っております。

● 山崎委員

具体的な事案が出てくる前に連絡協議会を作っておいて、事案が出てくればメンバーを変えて検討するという想定なのですか。

● 藤原管理部長

そうですね。最初に関係部署が寄りまして常置機関としての「連絡協議会」を結成し、基礎となる取扱方針を作ります。そして地元からご要望があった際に協議会で基準に合うものかどうかの検討をします。その検討する際の協議会メンバーは、地域性などにより多少変わる、というイメージでお考えいただければと思います。

● 山崎委員

この連絡協議会は、どこに置かれるのですか。

● 石川路政担当課長代理

事務局は建設局になります。

● 舟橋部会長

今議論した内容をこの資料に加えていただいた方がわかりやすいかも知れないですね。連絡協議会が２段階になっているということ、またこの検証についてはどこが行うのかということも整理していただければと思います。

● 歌委員

「連絡協議会」という言葉がわかりにくいので、長くなってもいいからもっと内容のわかりやすい言葉に言い換えていただいた方がいいかと思います。

● 藤原管理部長

この「連絡協議会」という言葉は、国の通達に出てきているものをそのまま用いております。この用語は、道路行政の中で、アーケードや地下街など複数の行政機関が関わるものについて、許可をする際の前置機関として設置しているものに対し、慣例的に用いられているものです。

しかし歌先生がおっしゃっておられますように、日常用語としてはなじみの無い言葉ですので、その辺りもよく検討したいと思います。

● 舟橋部会長

「連絡協議会」には要望されている地元の方は入れないのですか。

● 橋本路政担当課長

あくまでも要望が基準に見合うものかどうかを審査するというのが、この協議会の主な目的ですので、要望されている方が直接メンバーに入られるということは想定しておりません。しかし、構成メンバーの中にまちづくりの担当部署や地域振興担当部署等が入ることにより、要望者の立場からの議論もできるようなかたちを考えております。

● 舟橋部会長

なるほど。「連絡協議会」を何かわかりやすく言い換えるにしても、結局ここは何をする機関なのかということが大切ですね。

● 藤原管理部長

道路上に広告物を出すにあたっては、最終的には関係各部署への許可手続きをとることになるのですが、その前段階で許可権限のある部署間で意見の一致を図っておくというのが第一の目的です。その意見を統一していく過程で、要望が出てきた背景、地元の思い・理念などを念頭に置いておく必要があると考えています。そのため、許可権限はないが、その背景等に精通している部署を構成メンバーに加えて総合的に判断していこうというのが、この「連絡協議会」の趣旨です。

● 細田委員

ではこの協議会においては、広告物の掲出の是非を議論するというよりも、最終的に掲出の許可が下りる方向にもっていくために、ここをこうした方がよいとか、アドバイスするような、柔らかなイメージの協議の場と考えていいのですかね。

● 藤原管理部長

そうお考えいただいて差し支えございません。

● 歌委員

しかし、どんな協議がされるにしろ、一般の市民にはやはりわかりにくい言葉であるので、内容が明確になるような名称を考えたほうがいいと思いますよ。

● 橋本路政担当課長

了解いたしました。わかりやすくなるよう検討して参ります。

● 舟橋部会長

この試行実施という言葉は、最近よく聞く社会実験と同義と考えていいですか。

● 石川路政担当課長代理

意味としては同じです。

● 歌委員

試行実施とは具体的にどんなことをするのですか。

● 橋本路政担当課長

今まで認めていなかった公共空間への広告物掲出を、一部規制緩和して認めていくにあたり、本来なら条例改正等手続きを踏まなければならないことですが、その前段階として、今の制度の枠内の中で出来る範囲で一度やってみるというのが、試行実施の主な趣旨です。

● 歌委員

これから広告物掲出を認める方針を作るための試行ということですか。

● 橋本路政担当課長

一定の取扱方針は、試行実施を始める前に協議会において策定しようと思っていますが、試行実施を行って、市民の皆様のご意見を伺い、それを踏まえて必要に応じて方針の見直しも行っていく、というようなイメージで考えております。

● 山崎委員

どちらにしても、このような広告物を出す趣旨は、一つ目には収入を得ることと、もう一つはイベントのPRですよね。だから、規制しようという方向ではなく、認めよう、許可しようというのが目的ですよね。

● 橋本路政担当課長

おっしゃっておられる収入を得ることとイベントのPRというのが、地域の活性化ということにつながるのですが、この活性化と、広告物を規制しているもともとの趣旨である景観や風致を守ることとのバランスをいかにとるかということが、今議論をお願いしている趣旨です。

● 舟橋部会長

試行実施が終了すれば、本格実施することになるのですよね。本格実施へ移行する際には、条例改正などの手続きが必要になるのですか。

● 石川路政担当課長代理

本格実施の内容によります。例えば、道路照明灯は現在の条例では禁止物件になっているので、広告物は一切掲出できませんが、試行実施を経て、広告物の掲出を本格的に認めていこうということになれば、条例改正が必要になってきます。

● 歌委員

試行実施の期間などは決まってないのですか。

● 藤原管理部長

現段階では決まっておりませんが、期間や検証方法など、具体的な案を次回までにお示ししたいと思います。

● 細田委員

検証という作業がとても重要になってきますね。

● 舟橋部会長

そうですね。しかし、試行実施の間に事例が集まらなければ検証できませんね。

● 藤原管理部長

試行実施の期間中に、こちら側から取組内容を発信・広報していけば、それなりに事例が集まると考えています。

● 舟橋部会長

国交省の通達を受けて、実際に広告物を出しているケースは他都市ではあるのですか。

● 石川路政担当課長代理

現在のところ、検討中という都市がほとんどです。他都市との情報交換をこれからも積極的に行って、検証作業の参考にしたいと思っています。

● 舟橋部会長

他にご意見・ご質問はございませんでしょうか。特にないようでしたら、この報告書案を部会から審議会への報告書として、審議会へ提出し、報告いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承)

本日の部会は以上で閉会いたします。

● 橋本路政担当課長

本日は熱心なご審議ありがとうございました。

本日のご議論を踏まえ、審議会に向け、資料の作成等、鋭意事務を進めてまいりたいと存じます。